

○加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年10月2日

条例第34号

改正 平成27年12月2日条例第41号

平成28年9月9日条例第27号

平成30年9月12日条例第36号

令和2年6月26日条例第18号

令和3年3月5日条例第1号

令和3年6月24日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成30条例36・令和3条例25・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号の利用 個人番号が記載された申請手続に係る書類の受理、個人番号を用いた特定個人情報の管理、市の同一の機関内における特定個人情報の連携等、市の機関が個人番号を用いて事務を処理することをいう。
- (4) 特定個人情報の提供 市の機関と、他の地方公共団体若しくは行政機関等又は市の他の機関との間で、特定個人情報を授受することをいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報

提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けられる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けられる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機

関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平成30条例36・令和3条例25・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第41号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第27号)

この条例は、平成29年1月4日から施行する。

附 則 (平成30年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の10の項の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第25号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(平成27条例41・平成28条例27・平成30条例36・令和2
条例18・令和3条例1・一部改正)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳に記載される情報であって規則で定めるもの
3 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置若しくは費用

		<p>の徴収に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置若しくは費用の徴収に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養	地方税関係情報又は国民年金法（昭和34年法律第141号）、

	手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
8 市長	加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成22年加須市条例第136号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	加須市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成22年加須市条例第144号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
10 市長	加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成22年加須市条例第145号）による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健

		康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。) 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	子どものショートステイ事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	重度心身障害者（児）紙おむつ給付事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	障害児（者）移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	障害児（者）日中一時支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	障害者就職支度金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 7 市長	障害者自動車運転免許取得費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの

	て規則で定めるもの	
18 市長	障害者自動車改造費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	身体障害者等自動車燃料費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	心身障害者等日常生活用具給付等事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	障害者等住宅改修費給付事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給認定に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	障害児（者）生活サポート事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	聴覚障害者等電話ファクシミリ使用料助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの

25	市長	重度視覚障害者介助手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
26	市長	重度身体障害者居宅改善整備費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
27	市長	介護サービス利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
28	市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
29	市長	子どものトワイライトステイ事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
30	教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第2（第5条関係）

（平成27条例41・一部改正）

情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報(以下「学校保健安全医療費援助関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全医療費援助関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)による災害共済給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの